



鳥取県公報

平成17年9月2日(金)
第7717号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (659) (中部総合事務所福祉保健局) 1
	土地改良区の役員の就退任 (3件) (660~662) (西部総合事務所農林局) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (663) (環境政策課) 4
	特定計量器の定期検査の実施 (664) (県民生活課) 5
	オキナグサ保護管理事業計画の認定 (665) (公園自然課) 6
	保安林の指定予定 (666) (森林保全課) 6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (667・668) (〃) 6
教委告示	定例教育委員会の招集 (19) (教育総務課) 7
公 告	平成17年度後期技能検定の実施 (労働雇用課) 7
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (5件) (管理課) 12
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 24

告 示

鳥取県告示第659号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人健推会 理事長 清水文子	倉吉市宮川町155 - 18	認知症高齢者グループホームいわきの里	倉吉市巖城798	認知症対応型共同生活介護	平成17年9月1日
〃	〃	認知症高齢者グループホームしみず苑	倉吉市宮川町155 - 18	〃	〃

鳥取県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理事 小林 利 夫 米子市大袋342 - 3
" 長谷川 明 米子市青木224
" 江 原 薫 米子市青木592
" 横 山 憲 将 米子市青木1122
" 三 吉 孜 米子市榎原800
" 松 林 哲 郎 米子市榎原843
" 松 浦 萬喜男 米子市榎原1095 - 4
" 岡 一 郎 米子市榎原451 - 7
" 加 藤 仙 三 米子市橋本306
" 山 川 守 米子市橋本202
" 吉 本 栄 米子市橋本227
監事 江 原 和 郎 米子市青木888 - 2
" 渡 辺 実 米子市榎原1436
" 前 田 明 徳 米子市榎原417
" 乘 本 幸 智 米子市橋本316

平成17年3月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小林 利 夫 米子市大袋342 - 3
" 長谷川 明 米子市青木224
" 江 原 薫 米子市青木592
" 横 山 憲 将 米子市青木1122
" 三 吉 孜 米子市榎原800
" 松 林 哲 郎 米子市榎原843
" 松 浦 萬喜男 米子市榎原1095 - 4
" 稲 田 久 米子市榎原390 - 2
" 山 川 博 功 米子市橋本301 - 2
" 吉 本 栄 米子市橋本227
" 乘 本 幸 智 米子市橋本316
監事 江 原 和 郎 米子市青木888 - 2
" 渡 邊 實 米子市榎原1436
" 前 田 明 徳 米子市榎原417
" 乘 本 弘 二 米子市橋本302

平成17年3月21日就任 任期4年

鳥取県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 門 岡 房 善 米子市日下629
" 仲 田 祐 康 米子市日下541
" 船 岡 徳 正 米子市日下303 - 1
" 大 原 仁 司 米子市日下176 - 3
" 椎 木 義 則 米子市福万651
" 船 寄 隆 米子市福万266
" 船 岡 律 子 米子市福万498 - 5
" 西 村 勇 治 米子市福万175 - 1
" 福 原 好 男 米子市福万193
" 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
監 事 船 越 洋 一 米子市日下574
" 山 上 丈 夫 米子市福万710
" 野 坂 幸 秀 米子市石州府449

平成17年3月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 多 田 和 夫 米子市日下570
" 仲 石 総 夫 米子市日下554
" 松 本 直 樹 米子市日下152
" 鴨 谷 滋 米子市日下277 - 2
" 山 上 武 史 米子市福万707
" 鴨 谷 昌 洋 米子市福万383 - 2
" 福 本 賢 悦 米子市福万190 - 2
" 福 島 公 明 米子市福万183
" 奥 田 薫 米子市福万619
監 事 山 根 一 夫 米子市日下554 - 2
" 加 藤 晴 巳 米子市福万673
" 奥 田 守 正 米子市石州府456

平成17年3月23日就任 任期4年

鳥取県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理事 古 前 勝 茂 米子市石州府408
" 高 橋 順 米子市石州府421
" 野 坂 次 雄 米子市石州府448
" 大 前 広 光 米子市石州府422 - 1
" 山 本 聰 明 米子市石州府416
" 坂 根 喜 之 米子市石州府420
" 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
" 金 澤 昭 正 西伯郡伯耆町押口112
" 神 庭 武 志 西伯郡伯耆町押口102
" 神 坂 浩 西伯郡伯耆町押口101
" 中 原 速 美 西伯郡伯耆町押口160 - 2
監事 梅 林 喜 男 米子市石州府441
" 高 橋 強 米子市福万594 - 1
" 西 澤 道 幸 西伯郡伯耆町押口166
平成17年7月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 古 前 勝 茂 米子市石州府408
" 高 橋 順 米子市石州府421
" 野 坂 次 雄 米子市石州府448
" 大 前 廣 光 米子市石州府422 - 1
" 山 本 聰 明 米子市石州府416
" 坂 根 喜 之 米子市石州府420
" 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
" 金 澤 昭 正 西伯郡伯耆町押口112
" 神 庭 武 志 西伯郡伯耆町押口102
" 神 坂 浩 西伯郡伯耆町押口101
" 中 原 速 美 西伯郡伯耆町押口160 - 2
監事 梅 林 喜 男 米子市石州府441
" 高 橋 強 米子市福万594 - 1
" 西 澤 道 幸 西伯郡伯耆町押口166
平成17年7月27日就任 任期4年

鳥取県告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（河原処理区）

3 事業施行期間

平成2年11月30日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分 鳥取市河原町稲常字向河原の一部、倭文字上河原、字下河原、字中島、字内島、字中邑、字河原田上、字扇子及び字登井淵の各一部、竹生字大南通及び字稲田通の各一部、上味野字高畑、字中河原、字田中、字カフカフ、字高原及び字千部の各一部、朝月字平木及び字的場の各一部、下味野字土居ノ上、字下榎橋、字嶋井出ノ上、字馬場崎、字上五町田、字荒神、字奇草、字阿弥陀寺、字小河原西ノ割及び字小河原東ノ割の各一部並びに野寺字中野寺、字北野寺、字西野寺道下、字土居ノ下及び字流シ山の各一部

削除する部分 鳥取市向国安字合砂川頭の全部

鳥取県告示第664号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡 大山町	平成17年10月5日（水）	午後1時から 午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	平成17年10月6日（木）	〃	西伯郡大山町御来屋263 - 1 大山町名和公民館
〃	平成17年10月7日（金）	〃	西伯郡大山町末長269 - 1 大山町大山公民館
西伯郡 日吉津村	平成17年10月11日（火）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津965 - 1 日吉津村中央公民館
西伯郡 伯耆町	平成17年10月13日（木）	〃	西伯郡伯耆町吉長37 - 3 伯耆町役場
〃	平成17年10月14日（金）	〃	西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎
西伯郡 南部町	平成17年10月17日（月）	〃	西伯郡南部町天萬558 あいみ公民館
〃	平成17年10月18日（火）	〃	西伯郡南部町法勝寺167 - 2 ブラザ西伯
西伯郡	平成17年10月27日（木）	午前10時から 正午まで	米子市夜見町3001 - 6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成17年11月1日（火）から同月30日（水）	午前9時から	鳥取市東町一丁目220

までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定 する休日を除く。）	午後4時まで	鳥取県生活環境部県民生活課
---	--------	---------------

鳥取県告示第665号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づきオキナグサ保護管理事業計画を認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住所 東伯郡三朝町大字大谷393
- 2 氏名 オキナグサを守る会 代表 澤成 節子
- 3 保護管理事業の内容
 - (1) オキナグサの生育環境の整備のための自生地周辺の草刈の実施
 - (2) オキナグサの採取被害の防止のための監視活動の実施
- 4 認定年月日 平成17年8月26日

鳥取県告示第666号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249条）第30条の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字陸上字横坪奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第667号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町池野字大沢上941の1、字大沢東平946の1から946の5まで、946の7、947、字大沢西平948の1、948の3、字カタラ谷949の1、949の5、950、字椿谷951の1から951の5まで、951の7から951の13まで、字船ヶ谷南平952の1、952の2、952の4、952の6、952の7、字船ヶ谷西平953の1から953の7まで、953の9、953の11、字蛇谷954の1、954の2、954の4から954の7まで、954の9、954の11、954の16

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第668号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町萩原字大峠山240の1、字大ズリ798の1、798の3、798の5、798の6、字滝谷下モ平ラ1065、河上字芋畑山1305、1306・1307の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1307の2、1308、上萩山字栢ノ谷1733の1（次の図に示す部分に限る。）、1733の2、1733の3、1733の4（次の図に示す部分に限る。）、1734、字滑鉄山所1735の92、1735の94（次の図に示す部分に限る。）、1735の95から1735の101まで、1735の102から1735の104まで（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、1735の106、1735の109、1739の1（次の図に示す部分に限る。）、1739の2、1739の3、1739の7から1739の10まで、1749の1（次の図に示す部分に限る。）、1749の13から1749の19まで、1749の20（次の図に示す部分に限る。）、1749の21、1749の22、1749の23（次の図に示す部分に限る。）、字鷹ノ巣山1767、1768の1、字家ノ空山1824の1、1824の2、1825、字峠山1826、1827、字陰地山1935の1、1936、字土橋山1939の1から1939の3まで、1940、1941、字堰木山2の1、2の11、字明谷山91の18、91の19、茶屋字宇根道峠447の1（次の図に示す部分に限る。）、字菜畑塔448、字井出下一番449の1から449の3まで、字井出下二番734、734の1、735、字松田屋家廻り807の1、字水上ミ808の1から808の18まで、字上釜山809、字段塚林810、字上鑪谷小糠子家ノ後口811、字林ヶ谷812、813、字中谷814の1から814の4まで、字家ノ奥815、817の1から817の3まで、字ユイタ屋邸818の1、818の2、819、字中谷尻850の1、字同道原道上工877、字小糠子家古林878の1、字川子石2666、2667、字小糠子家2668の1、2668の2、2668の5から2668の13まで、字山根林2669、2670、字山根林井出下夕2673、2674、字上ミ山根2764の2、2764の3、2765、花口字花口東山1995の149、1995の164

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第19号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年9月2日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成17年9月6日(火)午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 東伯郡北栄町の設置に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

(2) その他

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成17年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種(作業)

(1) 特級

金属熱処理

機械加工

放電加工

金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
工場板金（機械板金作業）
ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
油圧装置調整（油圧装置調整作業）
縫製機械整備（縫製機械整備作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
和裁（和服製作作業）
石材施工（石材加工作業、石積み作業）
パン製造（パン製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート
トーチ工法防水工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）
建築図面製作（建築製図CAD作業）
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
印章彫刻（木口彫刻作業）
塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

和裁（和服製作作業）

建築大工（大工工事作業）

配管（建築配管作業、プラント配管作業）

テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成17年11月25日（金）から平成18年2月19日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成17年11月18日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

平成18年2月5日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実施期日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	平成18年1月29日（日）
さく井、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、建築図面製作、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装	平成18年2月5日（日）
機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、和裁及びテクニカルイラストレーション	平成18年2月12日（日）

(ウ) 3級

職 種	実施期日
機械検査、電気機器組立て及び配管	平成18年1月29日（日）

冷凍空調和機器施工、建築大工及び機械・プラント製図	平成18年2月5日(日)
和裁及びテクニカルイラストレーション	平成18年2月12日(日)

(エ) 単一等級

職 種	実施期日
樹脂接着剤注入施工	平成18年2月5日(日)
電子回路接続	平成18年2月12日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

15,700円

イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作及び機械・プラント製図	11,500円

ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、建築大工及び配管	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図	7,700円	11,500円

エ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

平成17年9月26日（月）から同年10月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達による場合は、平成17年10月7日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

（4）受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

（1）技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成18年3月14日（火）付けの鳥取県公報で公告する。

（2）実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成18年3月14日（火）付けの書面で通知する。

（3）技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

（1）業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（八頭地区）

（2）業務場所 八頭郡八頭町ほか

（3）業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、八頭郡八頭町ほかにおける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基

礎調査」という。)を行うものである。

(4) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 194箇所

土石流 226箇所

(5) 履行期間 平成17年9月から平成18年3月24日まで

(6) 予定価格 45,896,550円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資料等の提出ができる者

応募資料及び入札参加資格確認書類(以下「応募資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年鳥取県告示第974号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年9月9日(金)から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年9月9日(金)までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者(土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。)を20名以上有し、かつ、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「技術士」という。)及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。)を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することが

できるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であってはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

4 応募資料等の作成及び提出

(1) 応募資料等作成要領の交付

応募資料等作成要領は、平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料等作成要領に基づき作成した応募資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参とする。ただし、併せて、当該持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。

(3) 応募資料等の審査

提出された応募資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

- (1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 応募資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 応募資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 応募資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (5) 応募資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された応募資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 応募資料等を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（中部地区）
- (2) 業務場所 倉吉市ほか
- (3) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、倉吉市ほかにおける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行うものである。

- (4) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 241箇所

土石流 150箇所

- (5) 履行期間 平成17年9月から平成18年3月24日まで
- (6) 予定価格 42,312,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資料等の提出ができる者

応募資料及び入札参加資格確認書類（以下「応募資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年9月9日（金）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入

札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年9月9日（金）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有し、かつ、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「技術士」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

4 応募資料等の作成及び提出

(1) 応募資料等作成要領の交付

応募資料等作成要領は、平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午

後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料等作成要領に基づき作成した応募資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参とする。ただし、併せて、当該持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。

(3) 応募資料等の審査

提出された応募資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 応募資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 応募資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 応募資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(5) 応募資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された応募資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 応募資料等を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（西部地区）

(2) 業務場所 西伯郡南部町

(3) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、西伯郡南部町における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調

査」という。)を行うものである。

(4) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 188箇所

土石流 123箇所

(5) 履行期間 平成17年9月から平成18年3月24日まで

(6) 予定価格 34,379,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資料等の提出ができる者

応募資料及び入札参加資格確認書類(以下「応募資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年鳥取県告示第974号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年9月9日(金)から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年9月9日(金)までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者(土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。)を20名以上有し、かつ、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「技術士」という。)及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。)を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することが

できるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であってはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

4 応募資料等の作成及び提出

(1) 応募資料等作成要領の交付

応募資料等作成要領は、平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料等作成要領に基づき作成した応募資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参とする。ただし、併せて、当該持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。

(3) 応募資料等の審査

提出された応募資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

- (1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 応募資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 応募資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 応募資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (5) 応募資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された応募資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 応募資料等を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（日野地区）
- (2) 業務場所 日野郡日野町ほか
- (3) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、日野郡日野町ほかにおける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行うものである。

- (4) 業務の概要

土砂災害警戒区域に関する基礎調査及び区域設定

急傾斜 152箇所

土石流 172箇所

- (5) 履行期間 平成17年9月から平成18年3月24日まで
- (6) 予定価格 35,330,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資料等の提出ができる者

応募資料及び入札参加資格確認書類（以下「応募資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成17年9月9日（金）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入

札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年9月9日（金）までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者（土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有するものをいう。以下同じ。）を20名以上有し、かつ、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「技術士」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は、同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

ウ 技術士又はシビルコンサルティングマネージャで、本件業務の実施期間中管理技術者として配置することができるものを有すること。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

4 応募資料等の作成及び提出

(1) 応募資料等作成要領の交付

応募資料等作成要領は、平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年9月2日（金）から同月9日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午

後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料等作成要領に基づき作成した応募資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参とする。ただし、併せて、当該持参する旨、持参する書類の目録及び持参する書類のページ数を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。

(3) 応募資料等の審査

提出された応募資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 応募資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 応募資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 応募資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (5) 応募資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された応募資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 応募資料等を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年9月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	北条川放水路改修工事（5号橋上部工）		
	工事場所	北条町弓原		
	工事の内容並びに構造及び規模	延長 37メートル ポストテンション方式 単純合成桁橋 桁製作工 3本 桁架設工 3本 床版工 48立方メートル		
	工期	着工日から平成18年3月15日まで		
	発注工種	プレストレスト・コンクリート（PC）		
	予定価格	61,220,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
	発注機関	鳥取県中部総合事務所県土整備局		
会社要件	単独・共同企業体の別	共同企業体（2者による共同施工方式）		
	構成員の区分	代表者	代表者以外	
	本店所在地	-	県内	
	建設業許可	土木工事業に係る特定建設業の許可	土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
	入札参加資格（格付）	プレストレスト・コンクリート（PC）	プレストレスト・コンクリート（PC）又は土木一般（A級）	
	総合点数	-	土木一般にあっては、1,230点以上	
	総合評定値(P)	1,150点以上	-	
	同種工事実績	PCポストテンション方式単純合成桁の上部工（道路橋に限る。）の桁製作から架設までの工事（平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
	設計業務の受託者	西谷技術コンサルタント株式会社	住所	鳥取県倉吉市八屋354 - 1
			電話	0858 - 26 - 2411
入札参加者の条件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。		
	配置技術者の資格	<p>監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。</p> <p>主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士であること。</p>		
	施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		
	現場代理人としての実績の認否	認める。		
	特定技術者の資格	1級土木施工管理技士		
その他	各構成員の出資比率が30パーセント以上であること。			
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	倉吉市東巖城町2
			電話	0858 - 23 - 3243
	応募期間	平成17年9月2日（金）から同月9日（金） 午後4時まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第6号まで及び土木一式工事に係る総合評定値の通知書の写し。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	-		
提出部数	1部			

	郵送等の可否	不可		
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される主な制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
	支払条件	単年度		
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	倉吉市東巖城町2
			電話	0858 - 23 - 3243
問合せ先	事務手続	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所	倉吉市東巖城町2
			電話	0858 - 23 - 3243
	技術的事項	鳥取県中部総合事務所県土整備局河川砂防課	住所	倉吉市東巖城町2
			電話	0858 - 23 - 3232
	備 考			

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成17年9月2日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成17年11月6日（日）午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"
丙種危険物取扱者試験	平成17年11月6日（日）午前10時15分から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1 - 1 鳥取環境大学第17講義室及び第30講義室
 倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
 米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター大教室
 米子市末広町74 米子コンベンションセンター第4会議室、第5会議室、第6会議室及び第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成17年9月12日（月）から同月26日（月）まで（郵送による場合は、平成17年9月26日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

（1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各

地区危険物保安協会において交付する。

- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 20 - 3669）に照会すること。

